

I-1 計画の目的

(1) 日常生活の基盤、社会的資産としての住宅

住宅は、人生の大半を過ごす日常生活の基盤であり、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできる、かけがえのない空間であるとともに、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもあります。

また、住宅は、都市や街並みの重要な構成要素であり、安全、環境、福祉、文化等の地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で、社会的性格を有しています。

このように、住宅は私的な生活の場であるだけでなく、豊かな地域社会を形成する上で重要な要素であり、個人がいきいきと躍動し、活力・魅力があふれる社会の礎＝「社会的資産」として位置付けることができます。

このため、住宅やそれを取り巻く地域社会で営まれる人々の生活＝「住生活」の安定・向上に関する施策は、社会の持続的発展・安定を図る上で極めて重要な意義を有するものであり、総合的・計画的に推進されなければなりません。

(2) 多様な主体の連携・協力による住まいづくり

地域に根差した豊かな住生活を実現するためには、①住宅を所有・管理する住民、②住宅の品質・性能の確保について責任を有する住宅関連事業者や生活支援サービス等を提供する事業者、③居住ニーズや地域課題に精通し住宅行政の主体的役割を担う市町村、④広域的・長期的視点から住宅政策を推進する県等が、あるべき将来像や目標等を共有し、各々の適切な役割分担の下、連携・協力し住まいづくりを進めることが重要です。

(3) 本県特有の課題等への対応、地方創生や次のステージへの復興

東日本大震災以降の急激な人口減少や少子高齢化など本県特有の課題、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への対応など、本県の住まいを取り巻く社会情勢の変化に対応しつつ、地方創生、令和元年東日本台風や令和3年2月13日福島県沖地震からの復旧、そして避難指示解除区域における帰還者向けの住宅確保など次のステージへの復興を進めていくため、実行性のある住宅施策を展開する必要があります。

(4) 計画の目的

福島県住生活基本計画は、このような「日常生活の基盤、社会的資産としての住宅」や「多様な主体の連携・協力による住まいづくり」、「本県特有の課題等への対応、地方創生や次のステージへの復興」を念頭に、本県の豊かな住生活の実現と持続可能な地域づくりに向け、住生活基本法に掲げられた基本理念に即しつつ、県民、民間事業者、市町村、県等が共有すべき住宅政策の基本目標・方針や住宅施策の方向等を定めるものであり、これらに対する理解の醸成・深化を図りながら、住生活の安定・向上に関する施策を総合的・計画的に推進するためのものです。

I-2 計画改定の背景

(1) 計画の変遷

本県では、平成18年6月8日に制定された住生活基本法(平成18年法律第61号)(以下「法」という。)や法に基づき平成18年9月に策定された住生活基本計画(全国計画)(以下「全国計画」という。)に即して、平成19年3月に福島県住生活基本計画を策定し、その後、平成25年12月と平成28年11月に改定を行いました。

平成28年11月の改定では、「東日本大震災からの生活再建の基盤となる住宅の確保」をはじめ、「安全で安心できる快適な住まいと地域の形成」、「活力と魅力ある持続可能な地域社会の実現」、そして「人と地域に思いやりを育む『ふくしま』の継承」を柱として、各種の住宅施策や事業を展開してきました。

その後、国において、社会情勢の変化や人々の価値観の多様化に対応した豊かな住生活を実現するため、令和2年度に全国計画の見直しを進め、令和3年3月に変更しました。

(2) 復興・創生期間の取組と本県特有の中長期的な課題への対応

令和3年3月で東日本大震災から10年が経過しました。この間、「住宅の復興・再生に向けた施策の展開」を最重要課題に掲げ、被災者や避難者の居住の安定を確保するため、「復興公営住宅等の整備」と「民間住宅の自立再建支援」を施策の両輪とするとともに、被災や避難により分断された地域コミュニティの再生と持続、除染による居住環境の回復などを含め住宅施策を迅速かつ総合的に実施することで、応急仮設住宅等から安定した住まいへの円滑な移行などの歩みを着実に進めてきました。

一方で、東日本大震災以降の急激な人口減少や少子高齢化への対策、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への対応、令和元年東日本台風や令和3年2月13日福島県沖地震など頻発する自然災害からの復旧、そして、原発事故による長期避難者の帰還や避難指示解除区域の復興など、本県特有の中長期的な課題に対応していく必要があります。



木造仮設住宅の供給



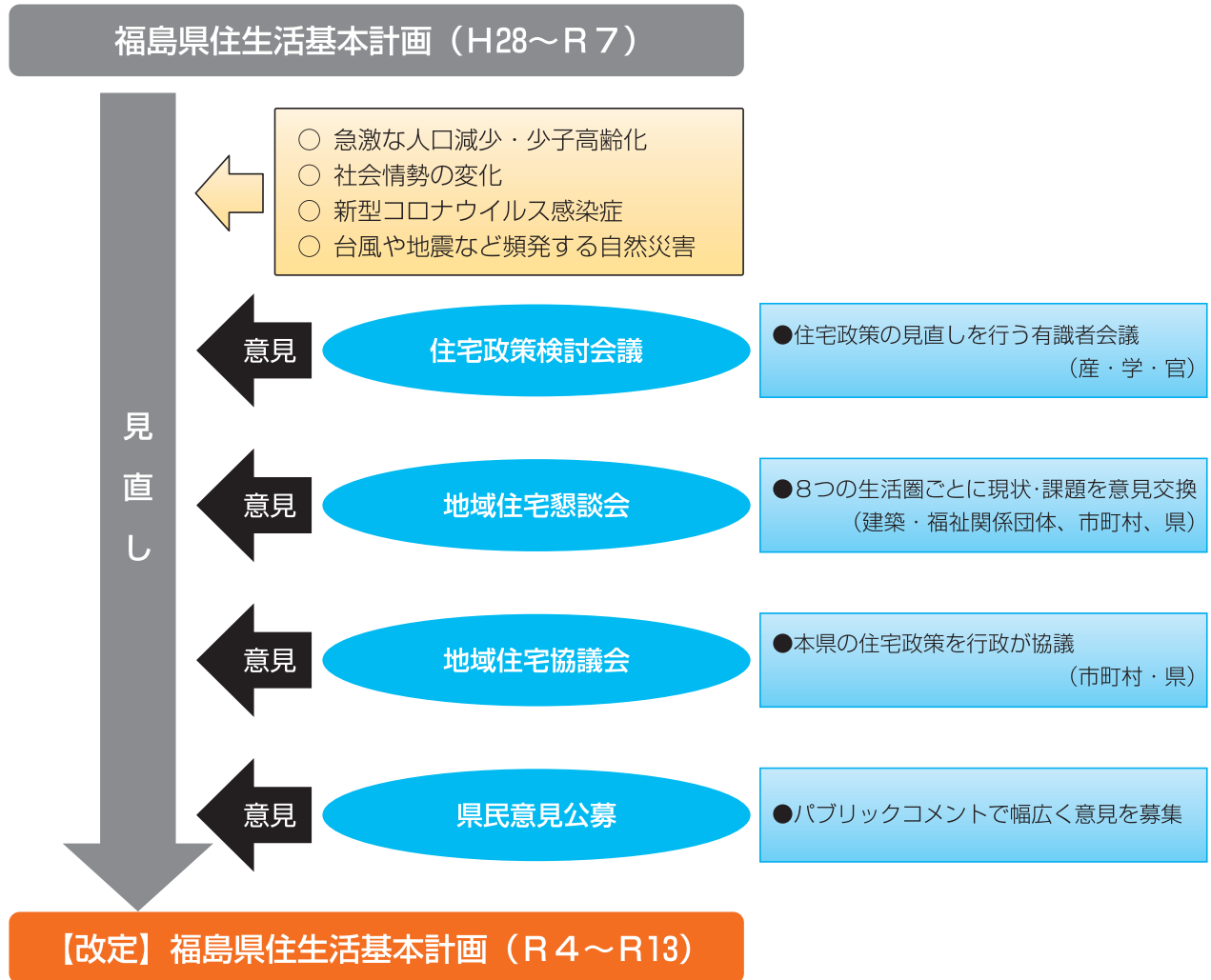
復興公営住宅の整備

(3) 改定の目的

課題先進地である本県特有の状況や本県の住まいを取り巻く社会情勢の変化、令和3年3月に変更された全国計画等を踏まえ、良質な住宅の確保と良好な居住環境の形成など住生活の安定・向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、豊かな住生活の実現と持続可能な地域づくりに向けた住宅施策を推進するため、本計画の見直しを行いました。

I-3 計画改定の経緯

本計画は、様々な主体が連携・協力して取り組む住生活に関する基本的な計画であることから、住まいづくりに携わる県民を始め、民間事業者・団体、有識者及び市町村等から広く意見を頂きながら見直しを進めました。



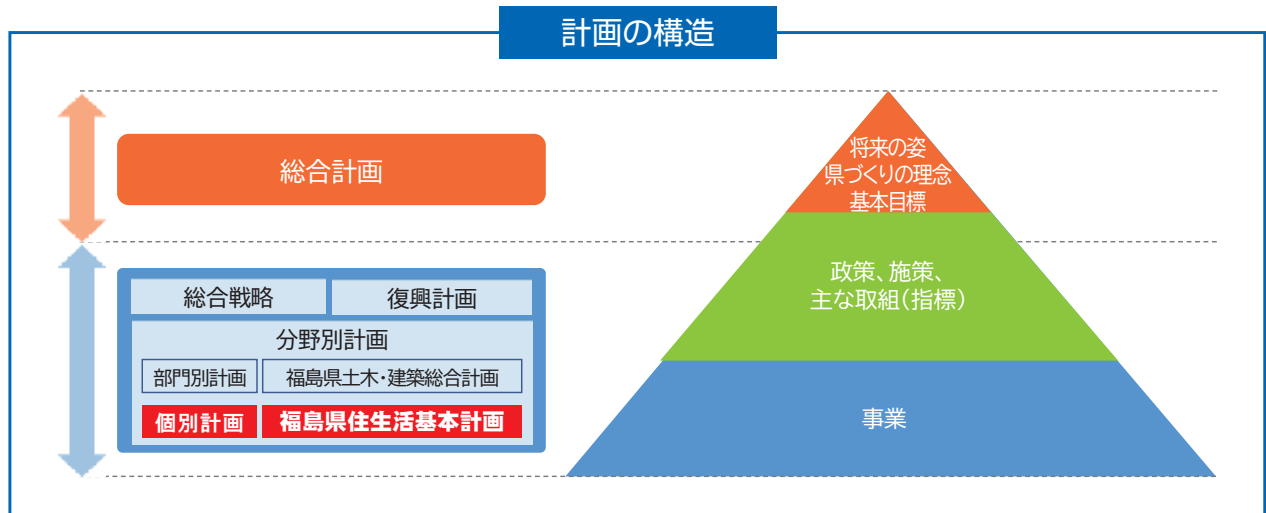
住宅政策検討会議（令和2年度）

I-4 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、法第17条第1項に基づく都道府県計画であり、全国計画に即して策定しています。

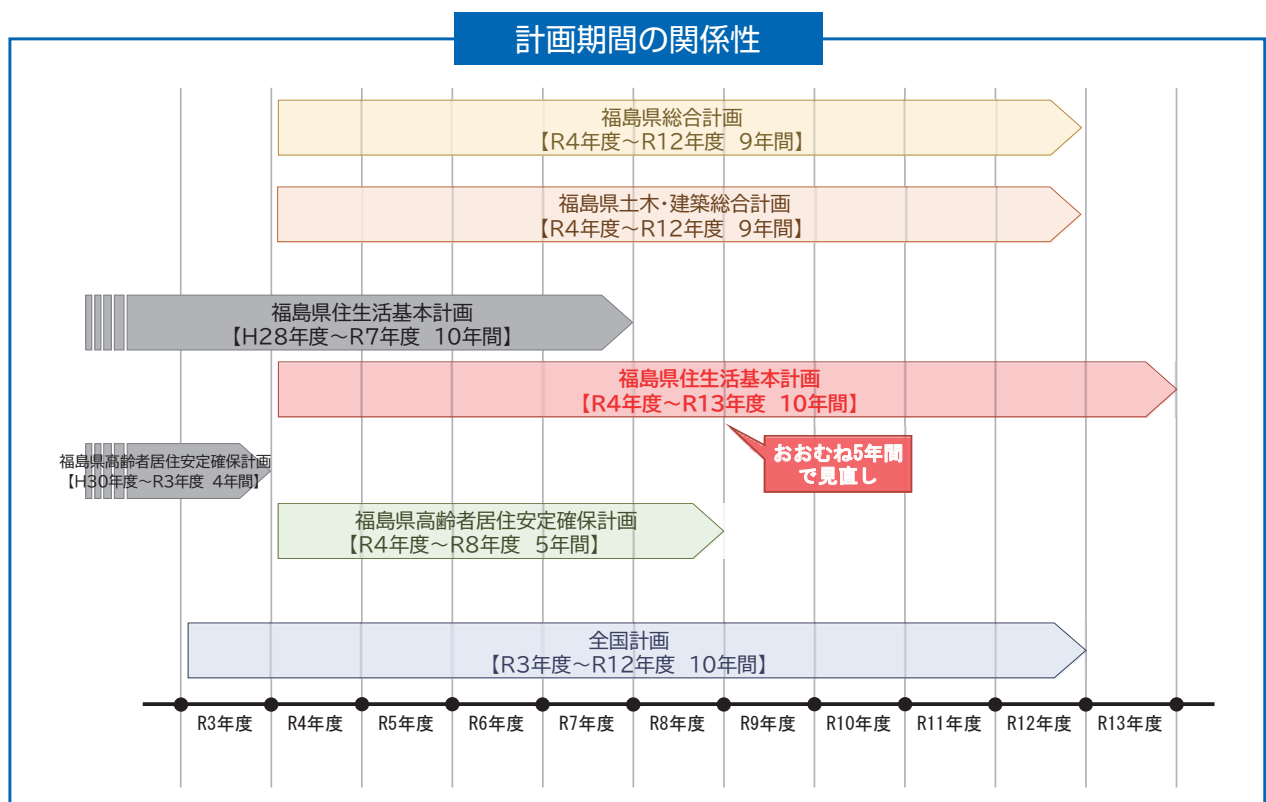
また、「福島県総合計画」、「福島県復興計画」及び県総合計画の土木・建築分野に関する部門別計画である「福島県土木・建築総合計画」を具現化する個別計画となります。



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度の10年間とします。

なお、全国計画の見直しや今後の社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年間で見直しを行います。



I-5 用語の定義

本計画の用語の定義は、以下のとおりです。なお、主語が明記されていない文章の主語は、県及び市町村とします。

- 「推進」、「推進します」、「進めます」、「目指します」とは、目標とする状態へ向かい施策や事業を自ら実施する行為を示します。
- 「促進」、「促進します」とは、個人や民間事業者が行う事業等を促し、はかどらせる行為を示します。
- 「支援」、「支援します」とは、補助金交付、人材派遣、情報提供等により施策や事業を助ける行為を示します。
- 「図ります」、「努めます」とは、推進、促進、支援といった行為を行うために努力する行為を示します。
- 「検討」、「検討します」とは、事業や施策について、実行または実行の可能性等について調査、確認、調整する行為を示します。
- 「被災者」とは、地震・津波など自然災害により“被災”した方とします。
- 「避難者」とは、原子力災害により“避難”している方とします。
- 「応急仮設住宅」とは、建設型仮設住宅や民間借上げ住宅など被災者・避難者のための仮設住宅とします。
- 「災害公営住宅」とは、市町村が整備した被災者のための公営住宅とします。
- 「復興公営住宅」とは、県等が整備した避難者のための公営住宅とします。
- 「公的賃貸住宅」とは、地方公共団体が整備する賃貸住宅とします。
- 「帰還者向け公的賃貸住宅」とは、避難指示区域以外の区域（避難指示解除区域含む）で市町村が整備する帰還者や子ども・被災者支援法対象者で仮設住宅等へ居住している避難者向けの公的賃貸住宅等とします。
- 「住宅確保要配慮者」とは、低額所得者、高齢者、障がい者、被災者、子育て世帯など福島県賃貸住宅供給促進計画に定める住宅の確保に特に配慮を要する者とします。